

「電子記録移転権利に係る分別管理ガイドライン」の制定について

令和4年1月27日

一般社団法人 日本STO協会

1. 趣旨

正会員が、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づき、監査法人等による顧客から預託を受けた電子記録移転権利の分別管理の監査を受けるに当たり、分別管理の法令を遵守するための方針、手続きの円滑化及び運用の指針として、別紙のとおり、「電子記録移転権利に係る分別管理ガイドライン」を定める。

2. 骨子

(1) 対象

電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を対象とする。(1-2(1))

(2) 分別管理の内部統制のフレームワーク

統制要点を、以下のとおり「全般的事項」、「電子記録移転権利の分別管理」、「金銭の分別管理」及び「会計、帳簿記録」として、統制目標ごとに統制要点を例示した。(2-2、3)

(3) 全般的事項

分別管理の法令を遵守するための社内体制の整備等に係る統制目標及び統制要点例を示した。(3-1)

(4) 電子記録移転権利の分別管理

顧客から預託を受けた電子記録移転権利を自社管理する場合又は第三者機関管理(外部委託)する場合にわけ、それぞれの観点から電子記録移転権利に係る分別管理が適切に行われる体制を整備、運用するための統制目標及び統制要点例を示した。(3-2)

(5) 金銭の分別管理

顧客から預託を受けた金銭及び顧客分別金の管理体制に係る統制目標及び統制要点例を示した。(3-3)

(6) 会計、帳簿記録

顧客から預託を受けた金銭及び電子記録移転権利について、会計、帳簿記録が適切に行われ、管理するための統制目標及び統制要点例を示した。(3-4)

3. 施行

本ガイドラインは、令和4年2月1日から施行する。

以 上